

令和4年度三重県工業研究所受託研究公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という）は、県内事業者等の持つ研究・開発テーマについて工業研究所担当者が、その専門知識やノウハウ、研究所の所有する設備機器を活用して、課題解決による支援を実施する、受託研究を以下の通り募集します。

申請受付期間は、令和4年3月25日（金）から10月31日（月）までとします。

1. 受託研究の概要と手続き

(1) 受託研究の対象

この公募要領において、受託研究とは、研究を委託する者（以下「委託者」という）が持つ研究・開発テーマを、工業研究所の研究員が持つ専門知識・ノウハウおよび工業研究所の設備機器を用い、受託により解決する研究開発を指します。

受託研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち令和4年度において受託研究が可能な課題に関するものとします。

(2) 受託研究の範囲

委託者が研究・開発テーマはあるものの、設備・人員・時間・技術等が不足している等の理由により技術開発・製品開発及びその一部に関する研究ができない場合、工業研究所担当者が、その専門知識やノウハウ、研究所の所有する設備機器を活用して課題に取り組むものを対象とします。また、所長が工業研究所で実施することが特に必要または有益であると認める研究も対象とします。

(3) 対象とする委託者

委託者は、原則として県内事業者、大学等高等教育機関、公的試験研究機関等、県内支援機関、団体とします。ただし、所長が認めるときはこの限りではありません。

(4) 受託研究費用の負担

委託者の全額負担とします。

(5) 研究期間

契約締結日から最長で令和5年2月28日（火）までとします。

(6) 申請から採択に至る手続き

① 申請

(ア) 申請方法

申請は、申請受付期間内に、工業研究所に受託研究申請書(様式第1号)及び添付書類（誓約書（様式第1号の1）等）を直接提出していただくか、封筒に「受託研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（当日消印有効）。

(イ) 申請時に必要な添付書類

産業廃棄物に関連する研究については、申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付していただきます。

(ウ) 研究用資材の返還の希望

受託研究に要する費用で取得した機器等は、原則として返還しないこととします。ただし、受託研究に関する供試品・資材・材料等は協議のうえ返還することができ、委託者は返還を希望する場合は、受託研究申請書（様式第1号）の該当欄にその旨を記載したうえで工業研究所と事前協議を行うこととします。

②事前調査

工業研究所の研究担当者が、受託研究申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と工業研究所の研究能力の適合、研究実施内容、工業研究所の費用の見積り等についても確認し、受託研究調書を作成します。

また、受託研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、受託研究申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合があります。

③審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所受託研究審査委員会において審査し、受託研究実施の可否を決定します。

④審査結果の通知

受託研究が採択された場合は、申請者に対して受託研究実施通知書（様式第2-1号）、不採択となった場合は受託研究不採択通知書（様式第2-2号）を送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。なお、採択された場合でも、受託研究契約の締結にあたり、条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、受託研究契約の締結ができませんのでご注意ください。

⑤受託研究契約の締結

受託研究内容、受託研究に要する費用などについて工業研究所と申請者が協議した上で、受託研究契約書（様式第3号）を標準として受託研究契約を締結します。ただし、工業研究所が認めた場合は、任意の様式による契約書により契約を締結することができるものとします。

なお、受託研究契約の締結にあたり、条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

⑥受託研究費用の納入

受託研究契約の締結後に、委託者が負担する受託研究を行う費用が記載された納入通知書を申請者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定の金融機関でお支払ください。なお、納入期限は契約締結日の翌々月末日までとします。

⑦受託研究報告書の作成

工業研究所は、受託研究の実施期間終了後1か月以内又は令和5年3月31日（金）のいずれか早い日までに、相互に内容を協議したうえで、受託研究報告書を作成します。なお、この受託研究報告書は、原則として公表するものとします。ただし、公にすることにより、申請者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認

められるものは、協議の上、公表を控えることができます。

(7) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所の人員・設備等の状況を勘案し、受託研究実施の可否を決定します。

①工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の職員の研究分野や工業研究所の保有する設備等で対応できるかどうか。

②申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

③受託研究申請者の県内における事業化計画

受託研究申請者が、受託研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。

④受託研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

⑤受託研究の制度に対する受託研究申請者の理解

受託研究の費用負担、情報の取扱、及び受託研究契約書の条項などに対して、受託研究申請者が十分に理解しているか。

(8) 不採択となった場合の対応

不採択となった申請についても、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、受託研究申請者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

2. その他注意事項

(1) 受託研究契約書の内容

受託研究における研究内容、費用、知的財産の取扱、情報公開等に関して、受託研究契約書により記載していますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。受託研究契約書などの関係規定等は、工業研究所ホームページに掲載しています。<http://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm>

(2) 産業廃棄物を用いた受託研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び委託者の義務があります。

① 研究の対象

産業廃棄物を原料に含み商品化されているものであっても、新たな用途を開発することを目的とする研究であれば本受託研究の対象とします。

特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。

三重県又は委託者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です。

② 産業廃棄物に関する成分データ等の把握

受託研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付していただきます。

事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。

産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、委託者は、受託研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分データ等の提出）を満たす必要があります。受託研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が委託者に求めた場合は、委託者はこれらに関する情報を提出しなければなりません。なお、その費用は受託研究申請者の負担となります。受託研究申請者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、受託研究契約を解除します。

③ その他

工業研究所及び委託者は受託研究実施期間中において生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません。

（３）製品・商品に係る法的規制

受託研究の成果を活用した製品・商品について、委託者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。例えば、製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律などが該当します。

（４）情報公開

①委託者名（法人番号）及び受託研究課題名の公表

採択された受託研究課題名及び委託者の名称（法人番号）・所在地は、受託研究契約の締結後にホームページ等で広く公表します。

②三重県情報公開条例の適用

受託研究に関する文書全て（申請書、受託研究契約書、受託研究報告書、共同出願契約書、委託者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の対象となります。

詳しくは、三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/>）をご覧ください。

（５）権利の帰属及び出願等

受託研究において、工業研究所の研究員が本受託研究実施の結果、発明を行ったときは、あらかじめ委託者の同意を得て、単独で特許の出願を行うことができることとします。

受託研究開始前に委託者より開示された技術情報および受託研究実施により得られた研究成果の両者を基に共同出願を行なおうとするときは、当該特許に係る工業研究所及び委託者の持分及び設定登録後の特許権の持分と出願等に係る費用一切の費用負担割合を協議して定めた上で、共同出願契約書（様式第6号）を別途作成し、三重県職務発明等審査会での審査の後、共同出願契約を締結し、共同して出願（以下「共同出願」という。）を行うものとします。なお、工業研究所は、当該発明に係る特許を受ける権利を委託者から承継した場合は、単独で出願することができる

こととします。この場合において、委託者は受託研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取扱についても上記記載と同様とします。

(6) 暴力団等の排除

委託者又はその役員等が以下に該当する場合、受託研究を実施することはできません。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる場合。
- ・暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合。
- ・自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- ・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- ・暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

3. 問い合わせ先

ご質問などの問い合わせは、電話・FAX・メールで担当者までご連絡ください。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45

三重県工業研究所 プロジェクト研究課

電話：059-234-0407 FAX：059-234-3982 担当者：増山、瀬戸

E-mail：kougi@pref.mie.lg.jp

別表 1 受託研究が可能な研究分野リスト

| 番号 | 受託研究の対象とする研究分野 |
|----|------------------|
| 1 | エネルギー関連技術に関する研究 |
| 2 | 電子材料及び電子デバイスの研究 |
| 3 | 医療機器及び福祉用具に関する研究 |
| 4 | 機械及び機械部品の研究 |
| 5 | 金属加工技術の研究 |
| 6 | 有機・無機材料の研究 |
| 7 | 土木建築材料の研究 |
| 8 | 食品の研究 |
| 9 | 医薬品及び化粧品の研究 |
| 10 | 金属材料の研究 |
| 11 | 鑄造技術の研究 |
| 12 | 窯業原材料及び製品の研究 |
| 13 | 窯業製品のデザイン開発 |
| 14 | 情報技術の研究 |